

# 中小製造業者・建設業者の人材確保や定着を支援します！ ものづくり中小企業職場環境改善支援助成金のご案内

北九州市では、ものづくり分野での人材確保や定着を支援するため、市内の中小製造業者・建設業者が、女性専用設備の設置や女性・高齢者の作業をアシストする機器導入、暑さ対策設備の設置・機器購入等、職場環境の改善に取り組む際に必要な経費の一部を助成します。

## 【対象者】

中小製造業者・建設業者のうち、以下の全ての要件を満たすもの

- (1) 中小企業基本法第2条第1項各号に掲げる者（中小企業者）で、日本標準産業分類における製造業又は建設業を主たる事業として営む者であること
- (2) 北九州市内に事業所を有すること
- (3) 株式会社の場合にあっては、発行済の株式が中小企業者以外の会社により2分の1を超えて保有されていないこと
- (4) 北九州市税を滞納していないこと
- (5) 暴力団又は暴力団員及びこれらと密接な関係を有する者でないこと。（工事の施工者、サービスの提供者を含む）

## 【対象事業】

人材確保や定着を目的とした次の事業で次項の交付要件を全て備えているもの

(1) 女性専用設備の設置（新設、改修）	例：トイレ、更衣室、休憩室など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回の申請で更衣室と休憩室など複数の設備を組み合わせて申請できる</li> <li>・ 男女兼用トイレを「男性用」と「女性用」に改修する場合、女性用トイレに係る費用部分が原則対象となる</li> <li>・ 女性専用の既存設備を改修する場合、新たに機能強化するなど、現状からの改善点があれば対象となる</li> </ul>	
(2) 女性専用設備の設置に伴う備品の購入	例：ロッカー、椅子、テーブルなど
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の機能を維持するために最小限必要と認められる備品に限り対象となる（リース、既存機器の改修は対象外）</li> </ul>	
(3) 女性や高齢者の作業をアシストする機器の設置や購入	例：クレーン、バルンサーなど
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回の申請で複数の機器を組み合わせて申請できる（リース、既存機器の改修は対象外）</li> </ul>	
(4) 暑さ対策設備の設置（新設、改修）	例：天井換気扇、屋根への遮熱塗装、作業場内休憩室など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回の申請で天井換気扇と屋根への遮熱塗装など複数の設備を組み合わせて申請できる</li> <li>・ 暑さ対策の既存設備を改修する場合、新たに機能強化するなど、現状からの改善点があれば対象となる</li> </ul>	
(5) 暑さ対策設備の設置に伴う備品の購入	例：作業場内休憩室に設置するエアコンなど
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 設備の機能を維持するために最小限必要と認められる備品に限り対象となる（リース、既存機器の改修は対象外）</li> </ul>	
(6) 暑さ対策に資する機器の購入	例：スポットクーラー、可動式送風機など
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 1回の申請で複数の機器を組み合わせて申請できる（リース、既存機器の改修は対象外）</li> </ul>	

※ 申請は、上記 (1)～(3) (4)(5) (6) いずれか1つになります（組み合わせ不可）

## 【対象経費】

- (1) 工事費（最小限必要と認められる付帯工事費を含む）、設計監理費
  - (2) 備品購入費
- ※ 対象経費に係る消費税・振込手数料は除く

## 【助成金額】

- (1) 補助率 対象経費の2分の1以内
- (2) 上限額 50万円まで（千円未満の端数切捨て）

ただし、上記対象事業「(6) 暑さ対策に資する機器の購入」の経費については、  
20万円まで（千円未満の端数切捨て）

## 【交付要件】

- (1) 交付決定日からその年度末までに終了（精算を含む）する事業であること。
- (2) 設備を設置する建物は、市内にあり、自社が所有し、事業の用に供する既存かつ常設のものであること。
- (3) 設置する設備は、常設のものであり、専ら従業員の使用に供するものであること。
- (4) 工事の施工（設計を含む）及び備品の購入については、市内の事業者に発注したものであること。（ただし、市外の事業者からしか購入できない備品は除く）
- (5) 国及び関係団体など他の補助金等の交付を受けていないこと又は受ける見込みのないこと。
- (6) 助成金の交付は、同一年度内及び同一設備において1事業者につき1回までとする。また、年度及び対象設備が変われば、1事業者につき前回の交付を含め2回を限度とする。

## 【申請の方法】

助成金の申請には、次の書類を提出してください。

- |   |   |  |
|---|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"><li>①交付申請書</li><li>②申請企業概要</li><li>③事業計画書</li><li>④経費明細書</li><li>⑤役員等名簿</li><li>⑥暴力団排除に関する誓約書</li><li>⑦株主名簿（持ち株比率のわかるもの）※様式は自由</li><li>⑧履歴事項全部証明書（法人登記簿謄本）</li><li>⑨市税の納税証明書（<u>市税に滞納がないことの証明</u>。※交付年月日が募集期間内のもの）</li><li>⑩見積書の写し ※見積書の日付は募集期間内のもの</li><li>⑪工事図面・工程表の写し</li><li>⑫カタログ等（備品）の写し</li><li>⑬当該設備の現況写真</li><li>⑭その他市長が必要と認める書類</li></ul> | } | <p>①～⑥の様式については、下記ホームページからダウンロードできます。<br/>北九州市中小企業振興課<br/><a href="https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700001.html">https://www.city.kitakyushu.lg.jp/san-kei/10700001.html</a></p> |
|---|---|--|

【募集期間】 令和4年4月1日（金）から随時受付  
（予算終了、もしくは令和5年1月31日（火）まで）

## 【スケジュール】

募集期間	4月1日から随時受付（予算終了、もしくは令和5年1月31日まで）
書類審査	書類受付後、随時
交付決定	書類審査後、随時（交付決定後に事業着手）
交付確定	事業終了（ <u>支払を含め～3月31日</u> ）後、 <u>20日以内に報告書・精算書等提出</u> 、交付額確定後支払（精算払）

## 【審査基準】

- ・事業要件（対象者、対象事業、交付要件）や事業計画（取組目標、工事内容、経費内容等）の妥当性・的確性などをもとに中小企業振興課内で書類審査を行います。

## 【その他事項】

- ・事前・事後の現地調査や改善した設備の事例紹介・施設見学等への協力をお願いします。
- ・交付決定後、事業要件を満たさないことが判明したときは、助成金を返還いただく場合があります。

## 【問合せ・申込み先】

北九州市産業経済局中小企業振興課 中川、柴田  
〒804-0003 北九州市戸畑区中原新町2番1号 北九州テクノセンタービル1階  
TEL：873-1433 FAX：873-1434